# ITによる「重説」についての同意書兼書面の電磁的方法による提供に関する承諾書

株式会社アーネストワン（一級建築士事務所開設者）御中

私＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「建築主」といいます。)は、建築士法第２４条の７第１項に基づく重要事項説明に関し、ITを活用した方法で実施すること(以下「IT重説等」といいます。)に同意し、下記「ITによる「重説」に関する確認事項」の内容を確認するとともに、後記表示の請負工事に関し、建設業法及び建築士法に規定する各書面及び契約締結に付随する書面、その他「書面の電磁的方法による提供に関する確認事項」第１項に記載する各書面について内容を確認のうえ、電磁的方法により提供を受けることを承諾します。また、利用するメールアドレスは次のとおりです。

## ●「ITによる「重説」に関する確認事項」

＜当日までの確認事項＞

①建築主において、IT重説等を実施する為に必要なIT環境(映像や音声について双方向にやりとりできる環境)が十分にあること。
②貴所(所属建築士)から事前に重要事項説明書が電子メール等で交付されること。
③IT重説等は、事前に日時を調整した上で契約締結までに実施すること。

＜当日の確認事項等＞

④IT重説等に際して、事前に、映像が視認できるか否か、双方向でのやりとりができるかどうか等、双方が適切なIT環境下にあるかを確認すること。
⑤貴所所属建築士において、IT重説等の開始前に、テレビ会議等の画面上で、建築主の本人確認、並びに、建築士免許書等を提示して建築士の資格の確認を行うこと。
⑥前各項の確認を実施した後、貴所所属建築士にて、テレビ会議等の画面上でIT重説等を行うこと。

＜その他＞

⑦建築主において必要な環境を整備する事が困難であるなど、やむを得ない事情がある場合には、重要事項説明を事前に録画したメディアを送付し、質疑に関しては電話等で対応する場合があること。

**□ 以上の「ITによる「重説」に関する事項」について確認のうえ、ITを活用した方法で実施することに同意します。**

**※上記事項を同意いただける場合は、チェックボックスにレ点を記入してください。**

## ●「書面の電磁的方法による提供に関する確認事項」

1．電磁的方法による提供の対象となる書面
下記(1)～(4)の書面のうち、☑があるものは電磁的方法により、☑がないものは書面(紙)により提供されること。
（1） □ 重要事項説明書
（2） □ 契約締結時交付書面(工事請負契約書)、建築士法第24条の８書面、見積書、見積条件、仕様書、設計図書
（3） □ 契約締結に付随する書面(個人情報のお取り扱いについて等)
（4） □ 各種合意書

2．電磁的措置の種類
コンピューター・ネットワーク利用の措置

3．電磁的措置の内容、ファイルの記録方式
電子契約サービス（GMOサイン）を通じて、送信者がPDFファイル形式（１．２以上）の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

4．電磁的方法により提供する書面のファイル形式
PDFファイル形式（１．２以上）

5．電磁的方法による提供中止
（1） 本承諾後、電磁的方法による提供を拒否する旨を申し出ることにより書面での交付に変更することができること
（ただし、その際は提供中止の申出書で申し出る必要があること)。
（2） 電子書面が閲覧できないトラブル等が生じた場合に、電磁的方法による提供が中止される場合があること。

6．留意事項
（1） 利用するメールアドレスに変更があった場合、再度本書を提出する必要があること。

**□ 以上の「書面の電磁的方法による提供に関する事項」について確認のうえ、電磁的方法により提供を受けることを承諾します。**

**※上記事項を承諾いただける場合は、チェックボックスにレ点を記入してください。**

≪工事名≫

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≪工事場所≫

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 建築主記入欄 | 連帯保証人記入欄(必要な場合) |
|---|---|
| 年　月　日 | 年　月　日 |
| 利用するメールアドレス | 利用するメールアドレス |
| 住所 | 住所 |
| 氏名　印 | 氏名　印 |

（保存期間：20年）
2025.9.8.制定　戸建事業部